

学位論文 (Thesis) と関連論文 1 編以上の提出による 学位論文審査及び最終試験に関する評価基準

平成 28 年 2 月 22 日大学院医学教育部教授会承認
令和元年 6 月 26 日大学院医学教育部教授会一部改正
令和 2 年 1 月 22 日大学院医学教育部教授会一部改正
令和 7 年 4 月 23 日大学院医学教育部教授会一部改正

【博士課程】

学位申請には、学位論文 (Thesis) と、本人が筆頭 (第 1) 著者となっている関連論文 1 編以上の提出を必要とする。所定の単位を修得し学位論文を提出した者について、学位論文の審査及び最終試験を行う。

学位論文 (Thesis) の審査基準

- 1) 単なる関連論文の写しや邦訳ではなく、研究の基礎となった文献的事実を含む研究の背景、研究の目的と基本的なストラテジー、詳細な実験方法、実験結果とその解釈、文献的考察を含む深い論考、研究の意義等に関する総括等について十分な論述がなされていること。
- 2) 学位論文の作成要領にしたがって作成されていること。

関連論文の認定基準

- 1) 医学教育部が定める「学位申請のための欧文雑誌」に登録された雑誌に掲載された欧文論文であること。
- 2) 「欧文雑誌に掲載された論文を学位論文とする学位論文審査及び最終試験に関する評価基準」の学位論文として他の著者が申請中でなく、且つ既に他の著者の学位論文として認められていないこと。
- 3) 学位論文 (Thesis) に直接関わる内容を含み、その一部を構成すること。
- 4) 学位申請者が筆頭 (第 1) 著者であること。申請者と他研究者との equal contribution による共著論文にあつては、論文中にそのことが明記されていれば共に第 1 著者とみなす。ただし、次項に定める場合を除き、他の著者が当該論文を学位論文 (Thesis) の関連論文にしている場合は、これを学位申請のための関連論文とすることはできない。
- 5) 申請者と他研究者との equal contribution による共著論文であつて、論文が掲載された学術誌の Impact Factor (IF) を共同第 1 著者の数で除した数値が、5.0 以上の場合、あるいは当該研究分野の上位 10% にランキングされている学術誌に発表されている場合、既に他の第 1 著者が本評価基準に従って関連論文として学位を取得していても、学位申請のための関連論文にすることができる。また、1 つの関連論文で学位を申請できるのは最大 2 名までとする。IF と該当学術雑誌の検索方法の詳細については、学位申請要領を参照のこと。
- 6) 関連論文における学位申請者の所属として、熊本大学が記載されていること。
- 7) 関連論文における共著者または謝辞に、熊本大学大学院医学教育部の研究指導者が含まれていること。
- 8) short communication の類を関連論文にする学位申請者は、投稿論文を事前に医学事務チーム教務担当へ提出すること。その後、内容について、大学院教育委員会が事前審査を行い、可否を決定する。

学位申請のための欧文雑誌の登録基準

- 1) 国外欧文雑誌については、ピアレビュー制度を採用し、編集委員が公表されていること。
- 2) 国内欧文雑誌については、欧文で作成された論文を投稿することが定められており、ピアレビュー制度を採用し、編集委員が公表されていること。
- 3) 欧文雑誌は、PubMed、Scopus、もしくは Embase に集録されていること。
- 4) PubMed とは MEDLINE の登録のことであり PMC (旧 PubMed Central) は含まない。
- 5) 上記の条件を満たせばオンライン形式の雑誌でも構わない。

審査委員の体制

教授会の議を経て、審査委員長 1 名、審査委員 2 名以上により構成される審査委員会が選出され、審査委員会は学位論文の審査及び諮問を行う。

なお、指導教員、紹介教授、学位論文及び関連論文の共著者である教員、並びに学位審査を受ける大学院学生が所属する講座の教員は審査委員になることはできない。

審査の方法及び項目

学位論文の作成要領に従い作成されているか確認の上、下記の基準に基づき、口頭試問 (公开发表) により最終試験を行う。

最終試験の評価基準

最終試験は口述試問（公開発表）により行い、以下の基準により評価する。

- 1) 研究の内容について十分に理解し説明できること。
- 2) 研究の内容に関して提起される論点について論理的に考察できること。
- 3) 研究の将来的な展望について論述できること。
- 4) 当該研究分野に関する最先端の知識を有すること。
- 5) 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。

付記：

この内規は令和元年6月26日より発効するものとする。

なお、令和元年6月26日以前に投稿した学位論文が掲載された雑誌は、従前の基準を適用する。

また、令和元年6月26日以前に登録されているが基準を満たさない雑誌について、令和2年度以降の入学者には登録雑誌として認めない。